

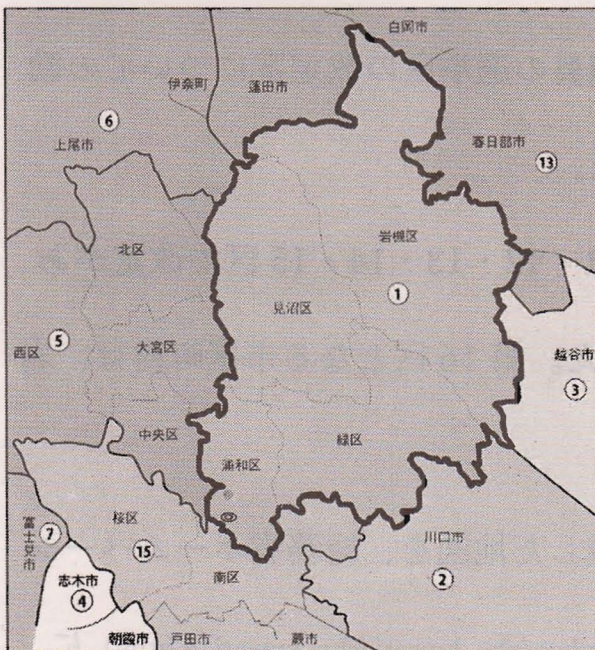
岩槻区にお住まいの皆様へ

衆議院小選挙区の区割りが改定されました

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を是正するための公職選挙法の一部を改正する法律が、令和4年11月28日に公布されました。これにより、令和4年12月28日の施行日以後、初めて公示される衆議院議員総選挙から、新しい選挙区に変わります。

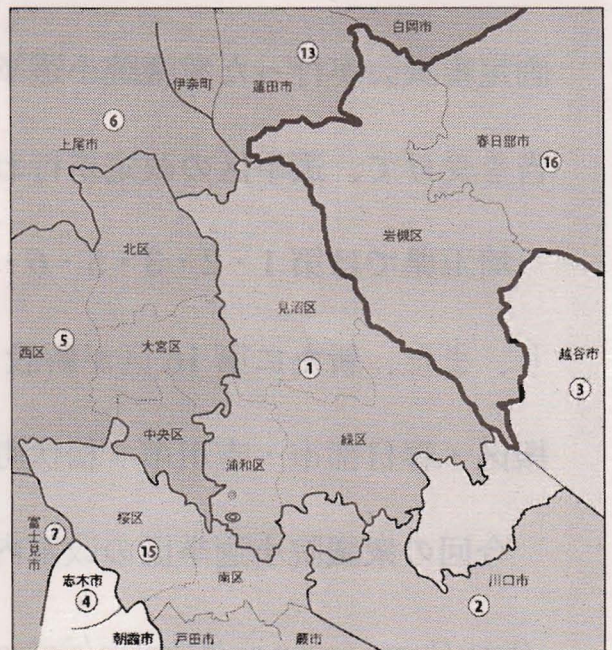
岩槻区の選挙区は、第1区から第16区（新設）に変更されます。

[改定前]



岩槻区＝第1区

[改定後]



岩槻区＝第16区

・埼玉県第16区の候補者への投票となります。

(投票の際は選挙公報や氏名等掲示でご確認ください。)

・区割り改定に伴う投票所の変更はありません。

(ただし、投票所施設の使用状況等の都合により変更となる場合があります。)



・行政区は岩槻区のまま変わりません。

今回の衆議院小選挙区の区割り改定について

令和2年国勢調査（日本国民の人口）の結果に基づき、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、選挙区の改定が行われました。

埼玉県では第1・2・3・5・6・7・8・11・12・13・14・15区で改定があり、また、新たに第16区が新設されました。第16区となる市区町村は、岩槻区・春日部市・吉川市・松伏町です。

今回の衆議院小選挙区の改定内容を記載した地図を、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html) に

掲載しています。



問い合わせ先

さいたま市岩槻区選挙管理委員会事務局

TEL：048-790-0116 FAX：048-790-0260